

**不正行為があったか否か明確な認定がなされない場合（灰色の認定）
への対応について（案）**

（第 1 案）灰色の認定の場合については規定せず、前回報告書案の変更はしない。

本ガイドライン案は、不正行為ではないと主張する場合の説明責任は被告発者にあるとの基本原則のもとに構築されており、このことについては本委員会では異論のないところである。これに基づき、不正行為があったと認定されるか否かが決まることになっており、不正行為があったか否か明確な認定がなされない（疑惑は拭えないが、不正行為があったと断定するまでには至らないといういわば灰色の認定）場合が出にくい仕組みになっている。また、資金配分機関による措置も、不正行為があったか否かがはっきりするという前提だからこそ行われる。

従って、本ガイドライン案において、いわゆる灰色の認定やそれに基づく資金配分機関の措置を規定するのは論理的に矛盾するといわざるを得ず、前回案のとおりとし、いわゆる灰色の認定の場合については規定しない。

（第 2 案）灰色の認定を行った調査機関が、被告発者等に対する一時的措置の継続等についての見解を調査結果と併せて資金配分機関に通知するとともに、被告発者等に対して研究費の辞退や申請の自粛等の勧告を行い、これに基づき資金配分機関が対処する。

調査機関の調査結果において、いわゆる灰色の認定が出ることを完全に排除することはできないため、その場合の措置等については、調査機関による調査の尊重と国費による研究費配分の観点のバランスも考慮し、以下のとおりとする。

- ① 調査機関がいわゆる灰色の認定を行った場合、不正行為と断定し得なかった理由（心証の程度等）及び研究費の使用停止、交付停止、研究費採択の決定保留等、調査機関たる研究機関からの中間報告に基づいてとられた措置の継続の必要性とその期間、措置解除の条件等についての見解を付して資金配分機関に通知するものとする。
- ② また、調査機関の心証の程度に従い、被告発者等が所属する研究機関は、被告発者等に対し、告発に係る研究に対する次年度以降の研究費配分及び申請中の他の競争的資金の辞退、告発に係る研究の未使用の研究費の返還、競争的資金の申請自粛のうちいずれか一つ又は複数をお勧めし、その旨資金配分機関に通知する。
- ③ 資金配分機関は、①及び②に基づき対処する。また、②の勧告を行った研究機関は、被告発者等が当該勧告に従うように努めるとともに、従わない場合は、関係資金配分機関と協議しつつ、辞退・返還・自粛がなされたと同じ効果をもたらす措置を積極的に講ずるべきものとする。